　第９４号議案

　　指定管理者の指定について

　上記の議案を提出する。

　　令和５年１１月２４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　指定管理者の指定について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　管理を行わせる施設

　⑴　名　称　品川区立品川健康センター

　　　所在地　東京都品川区北品川三丁目１１番２２号

　⑵　名　称　品川区立荏原健康センター

　　　所在地　東京都品川区西五反田六丁目６番２０号

２　指定管理者

　　　名　称　住友不動産エスフォルタ・ＮＴＴファシリティーズ共同事業体

　　　代表者　住友不動産エスフォルタ株式会社

　　　　　　　　代表取締役　内木場　浩二

　　　所在地　東京都新宿区西新宿三丁目１番４号

３　指定期間

　　　令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

　（説明）品川健康センターおよび荏原健康センターの指定管理者を指定する必要がある。